

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ◆雇用保険料引き上げが閣議決定されました

今回は、2月1日に閣議決定された雇用保険料率引き上げの改正案についてご案内させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の長期化で「雇用調整助成金」の支給金額が想定を大幅に上回っており、雇用保険料の財源をどう確保するのか、国の財政負担の拡大を求める声が上がっていました。その財源負担を手当する策として、今回雇用保険料を2段階に分けて引き上げる結果となりました。

### トピックス

#### ◆雇用保険料引き上げが閣議決定されました

#### ◇今月の労務スケジュール

#### ◇雇用保険料率の引き上げ率

現在は労使で賃金の計0.9%を負担する保険料率を4～9月は0.95%、10月～2023年3月は1.35%となります↓

##### 【企業側の保険料】

従業員の賃金総額の0.6%となっている現在の保険料から

**4月と10月の2段階で0.85%まで引き上げ**

##### 【労働者の保険料】

現行の0.3%から**10月に0.5%まで引き上げ**

2022年度の雇用保険料率の引き上げイメージ

|      |       | 雇用保険                 |        |
|------|-------|----------------------|--------|
|      |       | 失業等給付                | 育児休業給付 |
|      |       | 失業手当、教育訓練給付など        |        |
| 企業負担 | 企業負担  | 0.1%                 | 0.2%   |
|      | 労働者負担 | 0.3%<br>10月から        | 変化なし   |
|      |       | 雇用保険2事業              |        |
|      |       | 雇用調整助成金など            |        |
| 企業負担 | 企業負担  | 0.3% → 0.35%<br>4月から |        |
|      | 労働者負担 | 負担なし                 |        |

雇用保険には失業手当などの「失業等給付」(保険料率は労使折半で0.2%)、「育児休業給付」(0.4%)、雇用調整助成金などの「雇用保険2事業」(企業のみ0.3%)があります。4月から雇用保険2事業の料率を0.35%、10月から失業等給付の料率を0.6%になります。月収30万円の労働者の場合、負担額は10月以降に600円増えて1500円となります。

◆雇用調整助成金＝企業が従業員に支払う休業手当の一部を国が補助する制度。国の労働保険特別会計で管理され、企業の雇用保険料を財源に支出される。雇用保険料は企業が支払う賃金総額の0.3%分。従業員の負担はない。同特別会計には、失業手当などの支給に備えた別の積立金もあり、財源は企業と従業員が折半する保険料が充てられている。

参考資料:厚生労働省

「雇用保険制度の見直し」<https://www.mhlw.go.jp/content/11607000/000879621.pdf>

「雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要」<https://www.mhlw.go.jp/content/000890713.pdf>

#### 3月の労務スケジュール

～3/31 2月分社会保険料納付

～3/10 2月分源泉徴収税額・  
住民税額の納付



編集担当: 會田

編集責任者: 勝山

社会保険労務士法人  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-34-  
13第一貝塚ビル302号  
TEL:03-6709-8919